

働く場としての神戸のあり方検討会議開催要綱

平成 30 年 9 月 6 日

経済観光局長決定

(趣旨)

第 1 条 市が就職期の若年者の流出が続くなど深刻な人口減少に直面する中、「若者に選ばれるまち」の実現のためには、賃金水準のほか就職活動期の学生が重視する労働環境（休日休暇、福利厚生など）を幅広く向上させ、正確に伝える必要がある。

そこで、「働く場としての神戸」の現状分析と課題の抽出を行い、課題解決に向けて各界の専門的知見に基づく意見交換をするため、働く場としての神戸のあり方検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 経済界

(3) 労働界

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長の指名等)

第 4 条 経済観光局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 経済観光局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、経済観光局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則（平成 30 年 9 月 6 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 9 月 6 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。